



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備工事のための実施設計業務であるが、業務に当たっては、全体事業計画や換地計画に基づき、ほ場の区画や道路、用排水路などの実施設計を行う必要があり、土地改良事業制度に精通した技術力と、特殊で専門的な知識を必要とするものであることから、本業務に関する経験豊富な業者との随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号

契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき